令和7年度　法学研修（民法）【第一部】
～公務員に必要な民法の基礎知識と損害賠償に関する法律～
実施要綱

１　目　　的　　民法が公務員の業務と日常生活に及ぼす影響について、事例を通して学ぶ。また、民法の基礎理論を講義・演習を通じて習得し、職務遂行に必要な法務能力の向上を図る。

２　主　　催　　奈良県市町村職員研修センター
（公益財団法人 奈良県市町村振興協会内）

３　日　　時　　令和７年７月１０日（木）～７月１１日（金）２日間
１０時００分～１６時００分
ただし、初日は９時５０分から

４　場　　所　　奈良県市町村会館　２階中研修室
橿原市大久保町３０２番１
ＴＥＬ：０７４４－２９－８２５５

５　対 象 者　　受講を希望する職員
定員　５０名
※申込状況等により前後する場合があります。

６　研修内容　　別紙日程表のとおり

７　研修資料　　**本研修の資料印刷は、研修センターで行います。**
（各自印刷・持参は不要です。）

８　そ の 他
（１）持参するもの。**地方自治小六法等（令和５年４月から施行されている民法の最新条文が掲載されているもの）、筆記用具、印鑑（サイン可）**
（２）昼食は、各自で用意してください。
持参される場合は、研修室内の自席にておとりください。

（３）お車で来館される場合

・パスカード持参の方 → そのまま入出庫してください。

・上記以外の方 → 当会館入庫の際、駐車利用券をお取り頂き、研修室内で磁気処理をして下さい。磁気処理機は、研修室の後方に設置してあります。

※立体駐車場との連絡通路は開放いたしませんのでご注意ください。

（４）受講者の方へ

・お車で来館される場合は、必ず奈良県市町村会館の駐車場（平面または立体駐車場）に駐車してください。近隣施設の駐車場についての費用は負担できません。

・風邪症状や発熱等、感染の疑いがある場合は受講を見合わせてください。

・手洗い・咳エチケットの励行にご協力をお願いします。

・換気のため、窓・扉を開放します。各自で衣服等により寒暖調節をお願い致します。

・体調に異変を感じられましたら、速やかにお申し出ください。

（５）**今回の研修（民法）に関する質問を受け付けます。様式は、ホームページよりダウンロードしていただき、受講最終日の午前中までに提出してください。事前にメールまたは FAX で提出される場合は下記あてに送付してください。**

＜送付先＞

奈良県市町村職員研修センター 宛

ＦＡＸ：０７４４－２９－８２６０

E-mail：info@nara-kensyu.com

□□■ 令和7年度 法学研修(民法)【第一部】　日程表 ■□□

テーマ：「公務員に必要な民法の基礎知識と損額賠償に関する法律」

京都産業大学法学部　教授　髙嶌　英弘

日　　程	内　　容
7月10日(木) 9:50～10:00	オリエンテーション（研修センター）
10:00～16:00	1. 民法とはどのような法律か 2. 具体例から見た民法 3. 民法の基本的な考え方 4. 公務員の業務と民法の関わり 5. 改正民法（2022 年 4 月 1 日施行の成年年齢引き下げ後の民法が対象）と公務員業務 6. 損害賠償に関する法律関係の基本知識 どのような場合に、誰にどのような内容の損害賠償責任が発生するか
7月11日(金) 10:00～16:00	7. 現代社会における損害賠償法の重要性 交通事故、医療事故、学校事故、セクシャルハラスメント、個人情報漏洩など、現代社会において頻発する損害賠償責任の現状と問題点 8. 地方公共団体の損害賠償責任 その１(国家賠償法１条) 9. 地方公共団体の損害賠償責任 その２(国家賠償法２条) 10. 地方公共団体の損害賠償責任 その３(事例検討) 11. 契約が守れなかった場合に生じる損害賠償責任 12. 想定事例を素材とした紛争解決のシミュレーション 13. 損害賠償に関する法律のまとめ

★ 講師等の都合により、内容等が変更されることがありますのでご了承ください。
★ 昼食休憩は、12:00～13:00 を予定しております。
★ 換気のため窓・扉を開放します。各自で衣服等により寒暖調節をお願い致します。
★ 風邪のような症状がある場合は受講をご遠慮くださいますようお願い申し上げます。